

# 大和郷土地改良区定款沿革表

(昭和54年3月30日新潟県指令農計第173号)

改正 順序	変更定款議決 年 月 日	変更定款施行 年 月 日	改 正 事 由 要 点 表
1	昭和55年3月24日 昭和55年8月28日	昭和56年7月21日 新潟県指令農計第466号	1. (地区) 第3条追加。 2. (事業) 新規事業施行に伴い第4条第三、五、六号新設。 3. 新規事業施行に伴い第24条経費の分担基準も変更した。
2	昭和56年3月27日	昭和57年1月5日 新潟県指令農計第6号	(地区) 第3条追加 (事業) 新規採択により第4条第三号に追加。 (経費分担の基準) 第3条地域追加により第24条第4項の別表に追加。
3	昭和57年3月24日	昭和57年9月20日 新潟県指令農計第666号	(事業) 新規事業により第4条第三号に追加。 (経費分担の基準) 県営事業により造成された施設の維持管理のため第24条第一項の別表1に追加。
4	昭和57年8月26日	昭和57年11月5日 新潟県指令農計第762号	(事業) 新規事業により第4条第三号に追加。
5	昭和58年3月2日	昭和58年4月15日 新潟県指令農計第181号	新たな事業施行のため第4条第五号に追加及び九を新設し、これに伴い第24条3項に9号を加えた。 第26条に県営かんがい排水事業の分担金の規定を加えた。
6	昭和58年4月30日	昭和58年7月20日 新潟県指令農計第456号	新たな事業施行のため第4条第1項第三号に1地区追加、及び第6号を追加。
7	昭和58年8月23日	昭和59年1月30日 新潟県指令農計第51号	県営かんがい排水事業施行により第4条第3項及び第30条第1項に同事業を加えた。
8	昭和59年3月19日	昭和59年6月4日 新潟県指令農計第372号	新たな事業施行のため第4条に2地区を追加。 適正な附加を行うため第24条の別表を現状に即して改正した。
9	昭和59年3月19日	昭和59年7月26日 新潟県指令農計第491号	組織運営強化のため第16条理事定数を1名増とした。
10	昭和59年8月25日	昭和59年10月22日 新潟県指令農計第671号	新たに事業施行のため第4条第1項第五号に1地区、第六号に1地区を追加。
11	昭和60年3月22日	昭和60年7月22日 新潟県指令農計第487号	新たに事業施行のため第4条第1項第五号に1地区を加えた。 県営事業施行のため第26条第1項及び第30条第1項に1地区を加えた。
12	昭和61年3月27日	昭和61年7月8日 新潟県指令農計第260号の2	新たに事業施行のため第4条第1項第五号に3地区、第3項に1地区を加えた。 土地改良法施行令改正に伴い第9条を変更した。
13	昭和61年8月26日	昭和62年1月14日 新潟県指令農計第785号	新たに事業施行のため第4条第1項第五号に3地区、第六号に1地区を加えた。
14	昭和62年3月17日	昭和62年8月26日 新潟県指令農計第400号	新たな事業施行のため第4条第1項第三号に1地区、第五号に2地区を加えた。 又、事業の完了した地区を第三号で3地区、第四号、第五号、第六号でそれぞれ1地区削除した。
15	平成元年3月27日	平成元年7月26日 新潟県指令農計第279号	第24条第1項の別表1の負担基準を一部改正及び同表に1地区を加えた。 新たな県営事業の施行により第26条第1項及び第30条第1項に1地区を加えた。
16	平成2年3月27日 平成2年8月29日	平成3年2月4日 新潟県指令農計第622号	新たな事業施行のため第4条第1項に4地区、第3項に2地区、第4項に1地区を加えた。 新たな県営事業施行により第26条第1項及び第30条第1項に1地区を加えた。
17	平成3年3月29日	平成3年6月27日 新潟県農計第261号	新たな事業施行のため第4条第1項第五号に1地区、第六号に1地区を加えた。

改正 順序	変更定款議決 年 月 日	変更定款施行 年 月 日	改 正 事 由 要 点 表
18	平成3年8月30日	平成4年1月27日 新潟県農計第623号	大崎地区県営ほ場整備事業の完了に伴い第24条の別表1、別表3の一部を改正し、第26条に別表を設け負担基準を明確にした。
19	平成4年3月27日	平成4年8月28日 新潟県農計第407号	新たな事業施行のため第4条第1項第三号に4地区、第六号に1地区を加えた。 駅西地区区画整理事業の換地処分に伴い事務所の所在地番を変更した。
20	平成5年3月30日	平成5年10月29日 新潟県農計第485号	新たな事業施行のため第4条第1項第五号に1地区、第六号に3地区を加えた。
21	平成6年3月30日	平成6年8月8日 新潟県農計第319号	新たな事業施行のため第4条第1項第五号に1地区、第六号に2地区を加えた。
22	平成7年3月30日	平成7年8月21日 新潟県農計第333号	新たな事業施行のため第4条第1項に3地区、第3項に1地区、第4項に1地区を加えた。 新たな県営事業施行により第26条第1項及び第30条第1項に1地区を加えた。
23	平成8年3月29日	平成8年6月20日 新潟県農計第184号	新たな事業施行のため第4条第1項第六号に2地区を加え、新たな県営事業施行のため同条第3項、第4項及び第26条第1項、第30条第1項に1地区を加えた。
24	平成9年3月28日	平成9年6月20日 新潟県農計第191号	新たな事業施行のため第4条第1項第六号に2地区を加えた。
25	平成10年3月27日	平成11年2月10日 新潟県農計第597号	新たな事業施行のため第4条第1項第六号に2地区を加えた。 第23条に農業者年金基本法による経営移譲をした組合員でない役員の規定を加えた。
26	平成11年3月30日	平成11年9月6日 新潟県農計第305号	新たな事業施行のため第4条第1項第六号に1地区を加えた。 第23条を模範例に従い変更した。
27	平成13年3月28日	平成13年6月11日 新潟県農計第179号	新たな県営事業施行のため第3条に地区追加、並びに第4条第3項、同条第4項に1地区を加えた。 第4条第1項第一号及び第三号から第八号までの文章の整理と事業並びに負債償還の完了により第4条第1項第三号、同条同項第五号並びに同条同項第六号から該当地区を削除し、新たな事業施行のため同条同項に第十号と第十一号を加えた。 新たな事業施行のため第24条第3項に第10号並びに第11号を加えた。 新たな県営事業施行のため第26条第1項並びに第30条第1項に1地区を加えた。 国営魚野川東部地区開拓建設事業が完了し負債の償還が完了したことにより第25条第1項並びに同条第2項中の該当部分を削除し、新たに国営土地改良事業を加えた。 第35条を模範例に従い変更した。 水無川沿岸地区ほ場整備事業並びに魚野川東部地区かんがい排水各事業完了に近づき第24条第一項の別表の内当該事業に係る部分を改め、新たな県営事業施行のため当該事業により造成される施設の経費負担の基準を設けた。 第26条第2項の別表の文章を整理した。
28	平成14年8月29日	平成14年10月21日 新潟県六農地第341号	新たな事業施行のため第4条第1項第十一号に1地区を加えた。
29	平成16年3月25日	平成16年5月18日 新潟県六振農第166号	新たな事業施行のため第4条第1項に第十二号、第十三号を加え、第24条第3項に12号及び13号を追加した。

改正 順序	変更定款議決 年 月 日	変更定款施行 年 月 日	改 正 事 由 要 点 表
30	平成17年3月30日	平成17年5月16日 新潟県南魚振農第148号	<p>負債償還の完了により第4条第三号で2地区、第四号1地区、第五号で6地区、第六号で1地区を削除、並びに事業完了により第十号で2地区を削除し、それに伴い号を整理し、又新たな事業実施により改正後の第十三号にあらためて1地区加えた。</p> <p>町村合併に伴い、第6条の公告の場所を変更した。</p> <p>町村合併を契機に、員外理事を削減し、理事定数を変更した。</p> <p>負債償還の完了により第26条の1地区を削除した。</p> <p>督促状の送付方法の変更に併せて、督促手数料を変更した。</p> <p>別表1の定款第24条第1項の基準を現状に即して改定した。</p> <p>員外理事削減に伴い定款附属書の役員選挙規程の該当する条文をそれぞれ改正した。</p>
31	平成18年3月28日	平成18年11月27日 新潟県南魚振農第851号	<p>第4条第六号で災害復旧事業、第十四号として茗荷沢地区の新農業水利システム事業を新たに加えた。</p> <p>第10条の字句を訂正した。</p> <p>前回の定款変更で不要となった第23条( )書きの第16条関係の字句を削除した。</p> <p>第24条2に第4条の変更に伴い14号を追加し、別表2並びに3項を削除した。それに伴い関係する項目番号並びに別表番号を変更した。又、26条2についても別表番号を変更した。</p> <p>第24条第1項の基準の別表1を実情に合わせて変更し、別表2は削除した。</p> <p>定款附属書の役員選挙規程第1条に成年後見人等の項目を追加し、前回の変更時に削除漏れのあった第2条2、第2条3、第4条2の関係する文言を削除し、第14条についても不要な文言を削除した。</p>
32	平成19年3月28日	平成19年8月20日 新潟県南魚振農第515号	<p>第4条第1項第一号及び第二号に附帯事業、第十三号として浦佐第2地区の元気な地域づくり交付金事業を新たに加えた。又、第三号、第四号、及び第五号で負債償還完了により、15地区を削除し、第七号及び第十一号を事業の完了により削除した。</p> <p>第4条第3項、第26条及び第30条に県営後山地区農地防災事業を加えた。</p> <p>定款第24条第1項の基準別表1(1)の、ただし書きを実情に合わせて削除した。</p>
33	平成20年3月26日	平成20年6月5日 新潟県南魚振農第150号の4	<p>第23条第1項ただし書きに、独立法人農業者年金基金法及び農業者年金法の一部を改正する法律を加え、文言の削除、修正をした。</p>
34	平成21年8月28日	平成21年9月8日 新潟県南魚振農第725号	<p>第4条第1項第四号を負債償還完了により削除し、第五号で負債償還完了により3地区を削除し、第八号を事業完了により削除した。</p> <p>第4条第1項第十二号に浦佐第3地区の農村漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、第十三号に後山地区の農地有効利用支援整備事業を加え、第24条第2項にも加えた。</p> <p>第4条第4項を事業完了により削除した。</p> <p>第26条、第30条に県営農業農村整備事業一村尾地区を加えた。</p>
35	平成22年3月26日	平成22年5月19日 新潟県南魚振農第274号	<p>第4条第1項第十四号に蕨神北部地区の農地集団化事業、第十五号に蕨神北部地区の地形図作成事業を加えた。</p> <p>第26条第1項及び第30条第1項の県営大倉地区ため池等整備事業を負債償還完了により削除するとともに県営農業農村整備事業一村尾地区を蕨神北部地区に地区名を変更した。</p>

改正 順序	変更定款議決 年 月 日	変更定款施行 年 月 日	改 正 事 由 要 点 表
36	平成23年3月30日	平成23年5月19日 新潟県南魚振農第395号	第4条第1項第四号の農道整備、大崎第5地区、大崎第6地区、水尾第6地区を負債償還完了により削除した。 第6条第1項の公告場所の市役所名を変更した。
37	平成23年8月30日	平成23年9月15日 新潟県南魚振農第1053号	第4条第3項に県営ほ場整備事業蕨神北部地区を加えた。 第4条第4項に県営ほ場整備事業蕨神北部地区の換地事務受託条項を設けた。 第26条及び第30条蕨神北部地区の事業名を変更した。 第24条第1項の別表1に1地区を加えた。
38	平成24年3月29日	平成24年5月10日 新潟県南魚振農第273号	第3条地域の西部開田地区（）書内の土地改良区名を変更した。 別表2定款第24条第4項の基準を定款第24条第3項の基準に修正した。 定款付属書の役員選挙規程第2条第2項第4選挙区の被選挙区区域に猫道を加えた。
39	平成24年8月29日	平成24年10月5日 新潟県南魚振農第740号	新たな事業施行のため、第4条第3項、第26条第1項及び第30条第1項に県営基幹水利施設ストックマネジメント事業大巻・蕨神地区を加えた。
40	平成25年3月27日	平成25年4月10日 新潟県南魚振農第100号	第4条第1項第四号の農道整備で8地区と第六号1地区を負債償還完了により削除した。 第十三号、第十五号それぞれ1地区を事業完了により削除した。
41	平成25年8月29日	平成25年9月17日 新潟県南魚振農第908号	第4条第1項第十三号に土地改良事業を行うための調査事業を加えた。 別表1の定款第24条の1項の基準を実情に合せ変更した。
42	平成26年3月27日	平成26年4月30日 新潟県南魚振農第220号	第4条第1項第十四号に浦佐第4地区、第十五号に十日町地区、の農山漁村活性化プロジェクト交付金事業を加えた。 別表1の定款第24条の1項の基準を実情に合せ変更した。
43	平成26年8月29日	平成26年10月1日 新潟県南魚振農第752号	第3条地区に十日町市中条を加えた。 第4条第5項に附帯事業として行う事業項目を加え、第一号に農地中間管理機構から委託を受けて行う事業を加えた。 第4条第6項に附帯して行う多面的支払事業に係る活動を加え、第7項に附帯事業として行う事業の事務の受託を加えた。 第6条第1項の公告の掲示場を変更した。 第8条総代の選挙区第4区に十日町市中条を加えた。 第24条第2項に第4条の変更に伴い13号を15号に変更した。 定款付属書の役員選挙規程第1条(3)(5)(6)の字句をそれぞれ訂正又は削除した。 第2条第2項の第4被選挙区の被選挙区区域に十日町市中条を加えた。 第2条第3項(2)に字句を加えた。
44	平成27年3月30日	平成27年4月27日 新潟県南魚振農第154号	第4条第3項に県営かんがい排水事業後山地区を加えた。 第26条第1項に県営かんがい排水事業後山地区を加えた。 第30条第1項に県営かんがい排水事業後山地区を加えた。
45	平成28年3月30日	平成28年4月21日 新潟県南魚振農第108号	第4条第1項第四号の農道整備で7地区を負債償還完了により削除した。 第4条第3項に県営かんがい排水事業魚野川東部地区、県営ため池等整備事業水無川頭首工地区、同事業五箇地区及び特定農業用管路等特別対策事業穴地新田地区を加えた。 第13条の字句の一部を訂正した。 第26条に県営かんがい排水事業魚野川東部地区、県営ため池

改正 順序	変更定款議決 年 月 日	変更定款施行 年 月 日	改 正 事 由 要 点 表
			<p>等整備事業水無川頭首工地区、同事業五箇地区及び特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区を加えた。</p> <p>第30条に県営かんがい排水事業魚野川東部地区、県営ため池等整備事業水無川頭首工地区、同事業五箇地区及び特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区を加えた。</p>
46	平成29年8月28日	平成29年9月15日 新潟県南魚振農第501号	<p>第3条地区の南魚沼市に大字名を入れた。</p> <p>第4条第3項に県営かんがい排水事業大崎地区を加えた。</p> <p>第26条に県営かんがい排水事業大崎地区を加えた。</p> <p>第30条に県営かんがい排水事業大崎地区を加えた。</p>
47	平成30年8月28日	平成30年9月14日 新潟県南魚振農第548号	<p>第4条第3項の特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区に県営の字句を加え、県営特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区とし、新たに県営特定農業用管水路等特別対策事業八色原地区を加えた。</p> <p>第26条の特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区に県営の字句を加え、県営特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区とし、新たに県営特定農業用管水路等特別対策事業八色原地区を加えた。</p> <p>第30条の特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区に県営の字句を加え、県営特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区とし、新たに県営特定農業用管水路等特別対策事業八色原地区を加えた。</p>
48	令和2年3月27日	令和2年4月17日 新潟県南魚振農第100号	<p>第4条第1項に利水調整規程を加えた。</p> <p>第4条第1項各号の事業を負債償還完了により第4条第4項を事業完了により削除した。</p> <p>第9条、第10条及び第11条を削除した。</p> <p>第9条(総代の選挙)、第10条(総代の任期)及び第11条(総代の失職)及び第13条(組合員の請求による会議招集)を新設した。</p> <p>第14条に利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに、の字句を加えた。</p> <p>第17条監事6人に変更し、第2項を新設した。</p> <p>第23条土地改良法改正により条項を変更した。</p> <p>第24条第1項ただし書き及び第2項を削除した。</p> <p>第25条の字句を一部訂正した。</p> <p>第26条第1項の県営事業8地区で負債償還完了により削除した。</p> <p>第26条第2項ただし書きを削除した。</p> <p>第29条土地改良法改正により条項を変更した。</p> <p>第30条第1項土地改良法改正に伴い、条項を変更し県営事業8地区を負債償還完了により削除した。</p> <p>第32条第1項の第24条を削除し、延滞金の計算方法と督促手数料を変更した。</p> <p>第33条第3項の字句を変更した。</p> <p>第39条第1項及び第2項(電磁的方法)を新設した。</p> <p>第40条(委任)を新設した。</p> <p>定款条項変更に伴い別表標記の字句を変更した。</p> <p>別表1、定款25条第1項の基準、に変更した。</p> <p>別表2、定款25条第3項の基準、に変更した。</p> <p>別表3、削除した。</p>

改正 順序	変更定款議決 年 月 日	変更定款施行 年 月 日	改 正 事 由 要 点 表
49	令和4年3月30日	令和4年4月25日 新潟県南魚振農第118号	<p>第4条第1項第6号の事業を負債償還完了により削除した。</p> <p>第4条第3項に荒金堂島新田地区を加えた。</p> <p>第4条第7項に県営ほ場整備事業荒金堂島新田地区の換地事務受託する条項を設けた。</p> <p>第6条ただし書きを加え、公告方法を追加した。</p> <p>第25条第1項、第2項、第27条及び第32条第1項中の夫役現品を削除した。</p> <p>第26条第1項及び第30条第1項の県営大巻藪神地区かんがい排水事業を負債償還完了により削除するとともに、県営ほ場整備事業荒金堂島新田地区を加えた。</p> <p>(夫役の履行)第28条を削除した。</p> <p>別表第1(第25条関係)の水無川頭首工受益地の35%を30%に補正した。</p>
50	令和6年3月28日	令和6年4月24日 新潟県南魚振農第244号	<p>第4条第1項第5号の事業名を水利施設管理強化事業(一般型)と変更した。</p> <p>第4条第1項第7号藪神北部地区の農地耕作条件改善事業を加えた。</p> <p>第25条第2項中、第4号から第7号を第4号から第8号と変更した。</p> <p>負債償還完了により第26条及び第29条中、県営三用川沿岸地区ほ場整備を削除した。</p>
51	令和7年3月28日	令和7年4月17日 新潟県南魚振農第113号	<p>第6条の公告の方法にインターネットを利用する方法を加えた。</p> <p>第31条の督促手数料を改正した。</p>
52	令和7年8月26日	令和7年9月11日 新潟県南魚振農第759号	<p>第1条の字句の一部を変更し、併せて字句を加えた。</p> <p>第4条に第2項を新設した。</p> <p>第6条第1項の字句の一部を削除し、同項ただし書き並びに同項第1号、第2号及び第3号を削除した。</p> <p>第35条に第3項を新設した。</p> <p>第36条の字句の一部を削除した。</p> <p>第37条(残余財産の帰属者)を新設した。</p> <p>第39条に字句を加えた。</p> <p>附属書第1 大和郷土地改良区総代選挙規程第1条第3号の字句の一部を変更した。</p> <p>附属書第2 大和郷土地改良区役員選挙規程第1条第5号の字句の一部を変更した。</p>
53	令和8年3月27日	令和8年4月20日 新潟県南魚振農第68号	<p>第4条第1項第4号の事業を負債償還完了により削除した。</p> <p>第4条第1項第5号の事業名を六日町地区の水利施設管理強化事業(連携管理保全型)と変更した。</p> <p>第4条第1項第7号の事業を負債償還完了により削除した。</p> <p>第15条の字句の一部を削除した。</p> <p>第25条第2項の字句の一部を変更した。</p> <p>第26条第1項及び第29条第1項の県営ほ場整備事業藪神北部地区及び県営かんがい排水事業後山地区を負債償還完了により削除した。</p> <p>附属書第2 大和郷土地改良区役員選挙規程第2条第2項の字句の一部を変更した。</p>

# 大和郷土地改良区定款

# 大和郷土地改良区定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の促進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、大和郷土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、新潟県第369号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市名	地名	地域
南魚沼市	浦佐、五箇、鰻島、大倉、船ヶ沢新田、黒土、黒土新田、荒山、桐沢、堂島新田、荒金、茗荷沢、茗荷沢新田、山崎新田、山崎、大桑原、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田、前原町、大崎、柳古新田、今町新田、海士ヶ島新田、穴地、穴地新田、水尾、水尾新田、八色原、一村尾、市野江、芹田、九日町、今町、城山新田、名木沢	南魚沼土地改良区の地区を除く一円の田及び畑。ただし、県営ほ場整備事業地区内にあつては、全域
魚沼市	十日町、大浦、大浦新田、岡新田	国営魚野川東部開拓建設事業地区の全域
魚沼市	岡新田	区画整理地区の全域
魚沼市	大浦	県営三用川沿岸地区ほ場整備事業地区の全域
十日町市	中条	区画整理事業後山地区の全域

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 地区内の各河川（黒沢川及び菅有沢川を除く。）から引水するかんがい施設及び排水施設の維持管理及び附帯事業
- (2) 地区全域にわたる農道の維持管理及び附帯事業
- (3) 地区内の災害による応急工事及び災害復旧事業
- (4) 六日町地区の水利施設管理強化事業(連携管理保全型)
- (5) 浦佐第4地区及び十日町地区の農用地改良保全事業
- (6) 土地改良事業を行うための調査事業

2 この土地改良区は、前項のほか、連携管理保全計画の定めるところにより、連携管理保全事業を行う。

3 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、国営魚野川東部開拓建設事業、県営大崎地区ほ場整備事業、

県営大巻藪神地区かんがい排水事業、県営大倉地区ため池等整備事業（用排水施設整備）、県営藪神地区ほ場整備事業、県営魚野川東部かんがい排水事業、県営水無川沿岸地区ほ場整備事業、県営大倉桐沢地区ほ場整備事業、県営三用川沿岸地区ほ場整備事業、県営後山地区農地防災事業、県営ほ場整備事業藪神北部地区、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業大巻・藪神地区、県営かんがい排水事業後山地区、県営かんがい排水事業魚野川東部地区、県営ため池等整備事業水無川頭首工地区、県営ため池等整備事業五箇地区、県営特定農業用管水路等特別対策事業穴地新田地区、県営かんがい排水事業大崎地区、県営特定農業用管水路等特別対策事業八色原地区及び県営ほ場整備事業荒金堂島新田地区によって造成された施設を管理委託され、又は譲与された場合は、これを受託し、又は譲り受ける。

- 5 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号の事業に附帯して、農地中間管理機構から委託を受けた事業を行う。
- 6 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能発揮促進事業に係る管内の広域活動組織に参画し、その活動を行う。
- 7 この土地改良区は、第1項第1号及び第2号並びに前項の事業を行うに当たり、当該広域活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。
- 8 この土地改良区は、県営ほ場整備事業荒金堂島新田地区の換地事務を委託された場合は、これを受託する。

（事務所の所在地）

第5条 この土地改良区の事務所は、南魚沼市浦佐478番地5に置く。

（公告の方法）

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良法施行規則第8条、第57条の2の2及び第91条第2項の規定（これらの規定を準用する場合を含む）に基づく公告については、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は新潟日報に掲載するものとする。

## 第2章 会議

（総代会）

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第8条 総代の定数は、82人とする。

（総代の選挙）

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書第1による。

（総代の任期）

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項

ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

### 第3章 役員

(役員の数)

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事15人及び監事6人とする。

2 前項の監事定数のうち、5人は組合員とし、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

(役員選挙)

第18条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書第2による。

(理事長)

第19条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。その変更についても、同様とする。

(役員任期等)

第 23 条 役員任期は 4 年とし、総選挙により選挙された役員が就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員任期は、退任した役員が残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書に規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第 24 条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

## 第 4 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 25 条 第 4 条第 1 項第 1 号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき別表第 1 に掲げる基準により地積割に賦課する。

2 第 4 条第 1 項第 2 号、第 4 号から第 6 号までの事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

3 前 2 項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき別表第 2 に掲げる基準により地積割に賦課する。

4 地区内の土地改良事業施行のための調査（県営事業を含む。）に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより当該調査地区の土地につき地積割に賦課する。

(分担金)

第 26 条 この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき、県営魚野川東部地区かんがい排水事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業大巻・藪神地区、県営かんがい排水事業魚野川東部地区、県営かんがい排水事業大崎地区、県営特定農業用管水路等特別対策事業八色原地区及び県営ほ場整備事業荒金堂島新田地区の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 27 条 前 2 条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第 28 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 29 条 この土地改良区は、法第 91 条の 2 の規定に基づき、県営魚野川東部地区かんがい排水事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業大巻・藪神地区、県営かんがい排水事業魚野川東部地区、県営かんがい排水事業大崎地区、県営特定農業用管水路等特別対策事業八色原地区及び県営ほ場整備事業荒金堂島新田地区に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第30条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第31条 第25条、第26条、第28条及び第29条の規定により賦課された賦課金及び特別徴収金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を發した場合には200円の督促手数料を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第5章 雜則

(係及び委員会)

第32条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
- 3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第33条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の額は、10aにつき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第34条 前条の規定による加入金、法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第31条の規定を準用する。

(基本財産)

第35条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。
- 3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設(当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。)について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てることができる。

(財産分配の制限)

第36条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第37条 この土地改良区が解散(合併による解散を除く。)した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

- 2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第39条 この定款の規定により、書面を交付されることとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第40条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則 (昭和54年3月30日、新潟県指令農計第173号)

1. この定款は認可の日から施行する。
2. この土地改良区の設立当時の理事及び監事はこの定款の規定にかかわらず、土地改良法第73条第1項の規定に基づき設立委員の選任するところによる。ただし、その任期は第22条の規定にかかわらず第1回の総代会までとする。

附 則 (昭和56年7月21日、新潟県指令農計第466号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和57年1月5日、新潟県指令農計第6号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和57年9月20日、新潟県指令農計第666号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和57年11月5日、新潟県指令農計第762号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和58年4月15日、新潟県指令農計第181号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和58年7月20日、新潟県指令農計第456号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和59年1月30日、新潟県指令農計第51号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和59年6月4日、新潟県指令農計第372号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和59年7月26日、新潟県指令農計第491号)

1. この定款は認可の日から施行する。
2. この定款変更により増加した役員の定数について最初に選挙される役員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

附 則 (昭和59年10月22日、新潟県指令農計第671号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和60年7月22日、新潟県指令農計第487号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和61年7月8日、新潟県指令農計第260号の2)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和62年1月14日、新潟県指令農計第785号)

1. この定款は認可の日から施行する。

附 則 (昭和62年8月26日、新潟県指令農計第400号)

1. この定款は認可の日から施行する。

- 附 則（昭和 59 年 1 月 30 日、新潟県指令農計第 51 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成元年 7 月 26 日、新潟県指令農計第 279 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 3 年 2 月 4 日、新潟県指令農計第 622 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 3 年 6 月 27 日、新潟県農計第 261 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 4 年 1 月 27 日、新潟県農計第 623 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 4 年 8 月 28 日、新潟県農計第 407 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 5 年 10 月 29 日、新潟県農計第 485 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 6 年 8 月 8 日、新潟県農計第 319 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 7 年 8 月 21 日、新潟県農計第 333 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 8 年 6 月 20 日、新潟県農計第 184 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 9 年 6 月 20 日、新潟県農計第 191 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 11 年 2 月 10 日、新潟県農計第 597 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 11 年 9 月 6 日、新潟県農計 305 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 13 年 6 月 11 日、新潟県農計第 179 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 14 年 10 月 21 日、新潟県六農地第 341 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 5 月 18 日、新潟県六振農第 166 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 17 年 5 月 16 日、新潟県南魚振農第 148 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 18 年 11 月 27 日、新潟県南魚振農第 851 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 8 月 20 日、新潟県南魚振農第 515 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 6 月 5 日、新潟県南魚振農第 150 号の 4）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 21 年 9 月 8 日、新潟県南魚振農第 725 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 22 年 5 月 19 日、新潟県南魚振農第 274 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 23 年 5 月 19 日、新潟県南魚振農第 395 号）
1. この定款は認可の日から施行する。

- 附 則（平成 23 年 9 月 15 日、新潟県南魚振農第 1053 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 24 年 5 月 10 日、新潟県南魚振農第 273 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 24 年 10 月 5 日、新潟県南魚振農第 740 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 25 年 4 月 10 日、新潟県南魚振農第 100 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 25 年 9 月 17 日、新潟県南魚振農第 908 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 26 年 4 月 30 日、新潟県南魚振農第 220 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 26 年 10 月 1 日、新潟県南魚振農第 752 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 27 年 4 月 27 日、新潟県南魚振農第 154 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 28 年 4 月 21 日、新潟県南魚振農第 108 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 29 年 9 月 15 日、新潟県南魚振農第 501 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（平成 30 年 9 月 14 日、新潟県南魚振農第 548 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（令和 2 年 4 月 17 日、新潟県南魚振農第 100 号）
1. この定款は認可の日から施行する。
- 附 則（令和 4 年 4 月 25 日、新潟県南魚振農第 118 号）
- この定款は、変更認可の日から施行する。
- 附 則（令和 6 年 4 月 24 日、新潟県南魚振農第 244 号）
- この定款は、変更認可の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 附 則（令和 7 年 4 月 17 日、新潟県南魚振農第 113 号）
- この定款は、変更認可の日から施行する。
- 附 則（令和 7 年 9 月 11 日、新潟県南魚振農第 759 号）
- この定款は、変更認可の日から施行する。
- 附 則（令和 8 年 4 月 20 日、新潟県南魚振農第 68 号）
- この定款は、変更認可の日から施行する。

第25条第1項の基準

施設名	地域
魚野川取水工、大和揚水機場及び水無川頭首工から引水するかんがい施設及び排水施設	(1) 国営魚野川東部建設事業により農地造成を施行した土地は、登記簿地積にかかわらず水稲作付け地、同じく国営地区区画整理事業を施行した土地で魚野川揚水受益の田を基準とする。(100%) (2) 同上事業を施行した土地で水無川頭首工受益田は(1)の土地の30% (3) 同上事業を施行した土地で県営水無川沿岸地区ほ場整備事業で造成された施設からの用水受益地、県営水無川沿岸地区ほ場整備事業を施行した土地及び団体営土地改良総合整備事業を施行した土地は(1)の土地の70% (4) 団体営区画整理事業及び未整理田の土地で水無川頭首工受益田は(1)の土地の30% (5) 国営魚野川東部開拓建設事業で農地造成、区画整理事業を施行した土地で用水施設のある畑は(1)の土地の3%
三用川大浦新田頭首工及び塩辛堰から引水するかんがい施設及び排水施設	国営魚野川東部開拓建設事業で区画整理事業を施行した土地の田を基準とする。(100%) ただし、畑は3%
県営ほ場整備事業により造成されたかんがい施設及び排水施設	(1) 県営大崎地区ほ場整備事業地区内の田を基準とする。(100%) ただし、若宮地区の田については50% (2) 同上事業地区内の用水施設のある畑は20%
八岡川から引水する根岸用水に付帯する補水施設	北原地区(通称中地面地区)の田
宇津野揚水機場から引水するかんがい施設及び排水施設	(1) 県営藪神地区ほ場整備事業を施行した田を基準とする。(100%) (2) 同上事業の不可避受益地(通称「浦佐C地域」)内の土地は(1)の土地の10/45 (3) 県営大巻藪神かんがい排水事業を施行した田は(1)の220/450
三用川から引水するかんがい施設及び排水施設	(1) 団体営中山間地域総合整備事業を施行した土地で前原地区の田を基準とする。(100%) ただし、畑は(1)の1/3 (2) 雷土地区の田及び畑は(1)の1/6
桐沢堰より引水するかんがい施設及び排水施設	県営大倉桐沢地区ほ場整備事業を施行した田
県営ほ場整備事業三用川沿岸地区により造成されたかんがい施設及び排水施設	(1) 県営三用川沿岸地区ほ場整備事業を施行した土地で第1換地区の田を基準とする。(100%) (2) 第2換地区の田は(1)の67.25%
県営ほ場整備事業藪神北部地区により造成されたかんがい施設及び排水施設	県営ほ場整備事業藪神北部地区を施行した田

別表第2(第25条関係)

### 第25条第3項の基準

整理田(ただし、国営魚野川東部開拓建設事業を施行した土地は、登記簿地目にかかわらず水稻作付け地)を100%として

未整理田は 15%

整理畑は 50%

未整理畑は 5%

## 大和郷土地改良区総代選挙規程

（総代の被選挙権）

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 未成年者
- (3) 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの  
（選挙区等）

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	定数
第1選挙区	南魚沼市浦佐、五箇、鰻島	13人
第2選挙区	南魚沼市大倉、黒土、黒土新田、船ヶ沢新田、荒山、桐沢、堂島新田、荒金、茗荷沢、茗荷沢新田、山崎新田、山崎、大桑原、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田	24人
第3選挙区	南魚沼市大崎、柳古新田、今町新田、海士ヶ島新田、穴地、穴地新田、八色原、水尾、水尾新田	21人
第4選挙区	南魚沼市一村尾、市野江甲、芹田、九日町、今町、猫道、名木沢、城山新田、市野江乙、市野江丙、十日町市中条	15人
第5選挙区	魚沼市大浦、大浦新田、十日町、岡新田	9人
合 計		82人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選挙の時期）

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の公告）

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

（投票区等）

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれのこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各2人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごと（第5条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあっては投票区ごと）に各2人）を指名するものとする。ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。

4 投票開始の時刻は午前7時とし、投票終了の時刻は午後5時とする。

5 午後5時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。)又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

(3) 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの

(4) 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

(5) 総代の候補者の氏名を自書しないもの

(6) 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(7) 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの

(8) 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面での土地改良区に届け出なければならない。

3 総代の候補者を推薦するには組合員5人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会

人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第 19 条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票は行なわない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第 20 条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第 21 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から 7 日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第 22 条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第 23 条 選挙管理者は、第 21 条第 2 項 (前条第 2 項において準用する場合を含む。) の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第 24 条の規定による当選、第 25 条の規定による当選及び第 27 条の規定による選挙並びに土地改良法 (以下「法」という。) 第 23 条第 4 項において準用する第 29 条の 3 の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第 24 条 法第 136 条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第 20 条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第 25 条 第 18 条から第 22 条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 136 条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合 (前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。) にはその不足の員数につき、再選挙を行なわなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第 26 条 選挙後 1 年以内に総代の欠員が生じた場合において、第 18 条第 1 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 18 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第 20 条から第 23 条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第 27 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 未満であるとき（総代の定数が 2 人以上 6 人未満である選挙区にあっては、欠員数が 1 人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前 6 月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の 3 分の 2 に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第 28 条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

## 大和郷土地改良区役員選挙規程

(役員の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 組合員でない役員の選挙については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員の被選挙権を有しない。

(役員の選挙)

第2条 役員のうち理事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

2 役員のうち土地改良法(以下「法」という。)第18条第7項各号に該当する監事(以下「員外監事」という。)は、第15条第3項の規定による届出のあった組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事は同条第2項又は第3項の規定による届出のあった監事の候補者のうちから、それぞれ選挙する。

3 前2項の規定による役員の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事数	組合員である監事数
第1被選挙区	南魚沼市浦佐、五箇、鰻島	3人	1人
第2被選挙区	南魚沼市大倉、黒土、黒土新田、船ヶ沢新田、荒山、桐沢、堂島新田、荒金、茗荷沢、茗荷沢新田、山崎新田、山崎、大桑原、門前、芋赤、湯谷、雷土、雷土新田	3人	1人
第3被選挙区	南魚沼市大崎、柳古新田、今町新田、海士ヶ島新田、穴地、穴地新田、八色原、水尾、水尾新田	3人	1人
第4被選挙区	南魚沼市一村尾、市野江甲、芹田、九日町、今町、猫道、名木沢、城山新田、市野江乙、市野江丙、十日町市中条	3人	1人
第5被選挙区	魚沼市大浦、大浦新田、十日町、岡新田	3人	1人

4 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)

の所在地による。

(選挙の時期)

第3条 役員の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の通知及び公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ、公告するものとする。

2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数(組合員である役員については被選挙区ごとのそれぞれの数、組合員でない役員についてはその数。以下同じ。)及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数に記載するものとする。

(選挙の管理等)

第5条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中からそれぞれのこれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第6条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第8条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

第7条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第8条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 第5条第2項の場合には開票する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

第9条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙にかかる役員の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

第10条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て総代の中から各2人を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 役員の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(選挙の制限)

第11条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

(投票)

第12条 投票は、選挙の当日、総代自ら、総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において総代に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数、理事並びに員外監事及びその他の監事に区分し、それぞれ1人とする。

4 第4条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は、投票することができない。

第13条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて、投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第14条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- (3) 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- (4) 被選挙権のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- (5) 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの
- (6) 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (7) 投票用紙に記載すべき数を上回る数の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- (8) 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの  
(候補者の立候補等の届出)

第15条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

- 2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の3日前までの間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 役員の候補者を推薦するには組合員5人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は被推薦の別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。
- 5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は役員の候補者が死亡し、若しくは第17条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第16条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推薦されることができない。

- 2 理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者となった者は、同時に理事の候補者となることができない。
- 3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員の候補者となることができない。  
(立候補等の辞退とみなされる場合)

第17条 役員の候補者が前条第3項の規定により役員の候補者となることができない者となったときは、役員の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第 19 条 理事若しくは監事の候補者の数がその選挙において選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行なわない。

2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該役員の候補者をもって当選人と定めなければならない。

3 前項の場合において、当該役員の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見をきいて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第 20 条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する被選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第 21 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から 7 日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第 22 条 当選人の数がその選挙において選挙すべき理事又は監事の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定および役員の就任)

第 23 条 選挙管理者は、第 21 条第 2 項(前条第 2 項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名、所属被選挙区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、役員に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任役員の任期満了後における第 24 条の規定による当選、第 25 条の規定による当選及び第 27 条の規定による選挙並びに法第 29 条の 3 の規定による改選、法第 29 条の 4 の規定による選挙及び法第 134 条第 2 項の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第 24 条 法第 136 条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第 18 条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定によって、当選人が定まった場合には、第 20 条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第 25 条 第 18 条から第 22 条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 136 条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合(前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。)にはその不足の員数につき、再選挙を行なわなければならない。

(補欠役員の繰上補充)

第 26 条 選挙後 1 年以内に役員の欠員が生じた場合において、第 18 条第 1 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 18 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第 20 条から第 23 条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第 27 条 役員の一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員が生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選挙を行なわないことができる。

(総選挙)

第 28 条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人の全てがないとき、又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。